

平成26年3月28日

松阪市議会議長  
中島清晴 様

議員 海住恒幸

参加報告

## 基礎から学ぶ地方自治法講座第7回

### 「地方自治政策の今～地域主権・地方分権改革と道州制」

開講日時 平成26年3月15日（土曜日）午後1時30分～4時30分

場所 ウィンクあいち905号

（名古屋駅前）

主催 東海自治体問題研究所（理事長 市橋克哉・名古屋大学教授）

#### ■参加の意図

8月24日開講以降、継続して参加しているので参加意図は前回までの報告書と同じである。

#### ■今回の講座のテーマ

◎第二次分権改革と呼ばれる「地域主権改革」のなしたこと「義務付け・枠付けの見直し」の功罪

◎道州制についての最近の議論と懸念について

#### ■内容

##### 【前半】地域主権・地方分権改革

（1）第一次分権改革・・・国・県・市町の団体相互の関係の見直しに力点。  
団体自治について

90年代半ばにから議論が始まり、95年に地方分権推進法ができ、99年の法改正（初の抜本的な大改正）

自治体と国の役割分担が初めて法律に明記。住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることを書いたのも初めて。

「自治事務にかんしては特段に配慮」・・・国と地方の役割の整理

※地方のことは地方でという中の三位一体の改革（２００３年）

社会福祉の分野・・・措置控え（介護保険でカバーできない領域）

（２）第二次分権改革（２００７年～）

２００９年の民主党政権の誕生で「地域主権改革」として取り組む  
義務付け・枠付けの見直し（２００８年を引き継ぐ）

新しい公共という政策も

民主党政権のもと、「団体ではなく住民の責任でとなったのは新しいこと」（白藤教授）

第一次分権改革は、国から地方への「行政的関与」を無くす改革だったが、第二次分権改革は国による立法的関与の見直しだった。

「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」が１フレーズに  
機関委任事務廃止のおりも条例制定権の拡大はあったが、そのときは条例を作るか作らないかは自由。今回（義務付け・枠付けの見直し）は強いられている。

例 児童福祉法第４５条

従来は、省令で最低基準を定めていたが、府県は条例で基準をとという法改正となったため、下げる自由があり地域間格差の余地あり。そこで「従うべき基準」「参酌すべき基準」を設けるなど立法的関与をゼロとはしなかった。

「条例化せよ」という新たな義務付けではないか。

はたしてこれが分権改革の理念と合うのかどうか。

分権改革といいながら、規制緩和にすぎないのではないか（新たな立法的関与）という議論もあった。

（３）条例制定権と自治体

対象となる分野が多すぎて自治体にとって専門性が追いつくのか疑問が残る。  
また、条例制定のプロセスにおいてパブコメの実施など民主性を高めて条例制定に取り組んでいるかどうか。この改革が自治体にとってよかったことか、住民にとってよかったことか。さらには、憲法にとってどうだったか、疑問の残る改革だった。

（まとめ）

「未完の改革」と呼ばれた第一次分権改革のあとを受けた第二次分権改革が始まったのち生まれた民主党政権下で「地域主権改革」という言葉に置き換わった。そのもとで推進されたのは、第一次改革の団体自治の改革から、住民自治の改革へと進む要素は盛り込みながら、「義務付け・枠付けの見直し」に終始した。地方自治体が自己決定・自己責任をとるというもとでの条例制定権の拡大であるが、法による最低基準が、地域によって異なる条例に置き換わっただけで、はたして条例化を担う自治体の力量そして住民自治としてのプロセスに市

民参加はあったか。さまざま課題を残す。「未完の分権改革」のその後の改革となりえたのか、今後、分権改革があるとしたら、それは何か。もしかしたら、道州制にその答えを用意しようとしているのか。

#### 【後半】道州制

町村会は一貫して反対

自民党による基本法にある「基礎自治体」への懸念を示している

経団連は一貫して推進

「究極の構造改革」と位置づけ(2007年の提言)

広域的な経済のグローバル化・広域的な経済圏

自民党の基本法案・・・国の役割を極力限定（国の権限を道州におろす）

法律論としての道州制

最高裁の憲法判例では、地方公共団体に社会的基盤を要請している→自治体と住民の近接性

（まとめ）

自民党をはじめとする政党、経団連が要請している課題であるが、議論しなければならない具体論は多い。